

浜松市告示第166号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、令和8年3月18日から道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和8年3月18日から2週間浜松市中央土木整備事務所（東行政センター）において一般の縦覧に供する。

令和8年3月18日

浜松市長 中野 祐介

道路の種別	路線名	区間	別	幅員	延長
市道	笠井46号線	浜松市中央区笠井町1121番7	前	最小3.52m 最大3.54m	5.60m
			後	最小3.76m 最大3.77m	